リベラリズムの正義論—ロールズと格差原理

古典的リベラリズム……政府機能の最小化
平等基底的リベラリズム egalitarian liberalism ……ロールズ→ドゥウォーキン→セン
　　「平等な分配」の重視……自由の基底的要素 → 基準としての「正義」

●現代正義論のメインテーマ
「正義」の古典的定義 suum qrique (各人のものを各人に)
分配的正義の問題→平等の定義
　　何の平等か？ of what 対象
　　何による平等か？ by what 基準
相対主義の支配
　　19c ～ 科学的合理主義 → 価値相対主義 (ハンス・ケルゼン etc.)
　　価値二元論……存在と当為の峻別

> 実際、私は正義とは何か、人類の美しき夢である絶対的な正義とは何かということなど知らないし、それについて語ることもできない。私は相対的な正義で満足せねばならず、私にとっての正義とは何かということを語ることができるだけに過ぎない。学問が私の天職であり、それゆえ私の人生でもっとも大切なものである以上、私にとっての正義は、その庇護の下で学問が栄え、学問とともに真理や知的廉直も栄えることができるような、そうした正義である。つまり、私にとっての正義は、自由の正義、平和の正義、民主主義の正義、寛容の正義である。(ケルゼン「正義とは何か」)

1940 年代、アメリカと自由主義の勝利
　　ファシズムとの対立……「自由主義」「共産主義」の連携
　　共産主義との対立……事実としての「自由主義」陣営
　　※ その内実には、自由主義を守るための専政が存在した部分も。
1960 年代、アメリカ社会のゆらぎ
　　ベトナム戦争・公民権運動 → リベラリズムの破綻？
　　ベトナム戦争(1964−75)
　　民族自決権と「自由主義陣営」の対立、戦争被害
　　公民権運動 civil rights movement ……人種間の平等を主張する、主として黒人による運動。
　　バス・ボイコット運動(1955)
　　公民権法(1957)
　　ワシントン大行進(1963)……マーティン・ルーサー・キング Jr.牧師の演説

> 「私には夢がある。いつの日にか、この国は立ち上がり、『自明の真理として、すべての人は平等に作られた』というこの国の信条の真意に生きるときが来るであろう」

　　非暴力的な手段による人種統合の実現 ←→ 急進的な黒人解放運動(マルコム X など)

●ロールズ:正義の二原理

ロールズ (John Rawls, 1921-2002)

1971 『正義論』 A Theory of Justice

規範的正義論の復活……仮想的社会契約による正当化

公正としての正義 Justice as Fairness

社会的協働のための公正な基盤

正義原理の導出・基礎付けに関する公正な手続的条件

原初状態 the original position

情報に関する想定: 無知のヴェール the veil of ignorance

当事者たちは自己の特殊利害にかかわる個別的事実を知らない

(社会に関する一般的事実のみを知る)

動機に関する想定

他人の利益には無関心、自己利益の合理的最大化を目的とする

地位に関する想定

完全に平等な権利(拒否権) → 全員一致の合意を解決として想定

Basic Goods (基本財)の分配に関する決定

すべての合理的な人々が具体的人生計画に関わらず必要とする財

権利・自由・機会・権限・収入・富・自尊

不確実な状況における合理的選択(マキシミン・ルール)

最悪の状態が最善であるような選択肢を採用する

反省的均衡 reflective equilibrium

判断と原理の相互調整、自己反省プロセス

正義の二原理 two principles of justice

《第一原理》＝平等な自由原理

各人の同様な自由と両立する限り、広範な基本的自由への平等な権利を各人に保障するべき

《第二原理》社会経済的に不平等な取り扱いは

格差原理 the difference principle …最も不利な人々の利益を最大化する場合に正当

公正な機会均等原理…各人に開かれた地位・職務に伴う場合に正当

背景にある理念

出自・才能は社会的・自然的偶然

才能・能力・技能 etc.を社会的共同資産と考え、再分配の対象にする

累進課税制度、affirmative action の正当化 → 福祉国家の基礎付け

ロールズの「転向」？

1993『政治的リベラリズム』Political Liberalism

正義原理の選択—合理的意思決定の結合関係を放棄

「重合的合意」overlapping consensus

リベラルな政治的ドクトリンとしての「公正としての正義」

さまざまに相対立するドクトリンを確信する市民が、部分的に重なりあう合意によって支持できるものとしての正義……ローティとの関係